

第137回 定時株主総会招集ご通知

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面への記載を省略した事項
(2025年3月1日から2026年2月28日まで)

- 会社の体制及び方針
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- 連結計算書類の「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- 計算書類の「個別注記表」

東宝株式会社

会社の体制及び方針

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための当社グループの体制（内部統制の体制の基本方針）を以下のとおり決議しております。

I. 内部統制の体制の基本方針

1. 当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、執行役員及び従業員は、「東宝憲章」「東宝グループ行動基準」「東宝グループ人権方針」「サステナビリティの基本方針」からなるグループポリシーに基づき、その職務の執行にあたり法令・定款・企業倫理の遵守に努める。
- (2) 当社取締役会は、「取締役会規則」及び「役員規程」に基づき、取締役及び執行役員の監督を行う。監査等委員会は、取締役及び執行役員の職務執行の監査により、その適法性及び妥当性を確保する。
- (3) 当社グループ全体のコンプライアンス体制を整備するため、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社内に「コンプライアンス委員会」を設置する。「コンプライアンス委員会」は、事務局を当社法務部に置き、法令遵守と企業倫理の周知に関する事項、通報・相談に対する調査及びその処置に関する事項を行う。「コンプライアンス委員会」の議事内容は、「リスクマネジメント会議」を通じて、当社取締役会に報告する。
- (4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する当社グループ全体の内部通報制度として、当社内部及び外部（社外弁護士）に通報・相談窓口を設け、「リスクマネジメント基本規程」に基づき同窓口を公正に運用する。

2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役及び執行役員の職務執行に係る情報については「文書管理規程」及び「情報セキュリティ対策規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に、検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループ全体のリスク管理体制を整備するため、「リスクマネジメント基本規程」を定め、当社社長を議長とする「リスクマネジメント会議」を設置する。「リスクマネジメント会議」は事務局を当社総務部に置き、当社グループのリスクマネジメントに関する方針と体制を決定する。
- (2) 「リスクマネジメント基本規程」において、当社グループにおいてリスクが顕在化した場合の報告経路を定める。「リスクマネジメント会議」の事務局がすべてのリスク情報の集約窓口となり、「リスクマネジメント基本規程」の定めるところに従い、情報を漏れなく伝達する体制を確保する。
- (3) 当社グループにおいて事業継続の危機や多大な経済的損失につながりかねない事態が発生した場合は、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、被害の拡大を最小限にとどめるよう努める。

- (4) 当社グループ全体の財務報告に係る内部統制体制構築のため、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社内に「内部統制委員会」を設置する。「内部統制委員会」は、事務局を当社内部監査部に置き、財務報告に係るリスクの情報収集とその対応策、財務報告に係る内部統制システムの構築推進及び運用に関する事項を行う。「内部統制委員会」の議事内容は、「リスクマネジメント会議」を通じて、当社取締役会に報告する。
- (5) 当社グループは、情報資産の保全のため「情報セキュリティ基本方針」を定め、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社内に「情報セキュリティ委員会」を設置する。「情報セキュリティ委員会」は、事務局を当社情報システム部に置き、情報セキュリティ施策の実施及び継続的な運用を行う。「情報セキュリティ委員会」の議事内容は、「リスクマネジメント会議」を通じて、当社取締役会に報告する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社取締役会において、当社グループにおける長期ビジョン及び中期経営計画を策定し、経営理念、経営戦略、経営数値目標及び資本政策を明確化する。
- (2) 長期ビジョン及び中期経営計画の具体化を図るため、事業年度ごとにグループ社長会等を通じて当社グループの経営方針を当社グループ各社に伝達し、その経営計画に反映させる。
- (3) 当社取締役会は、経営の意思決定と監督機能の強化を図るため、執行役員を選任する。また、執行役員に対し、事業又は業務ごとに担当職務を委嘱し、「決裁規程」に基づき、当該職務における一定の権限と管理責任を付与することにより取締役の職務執行の効率性を確保する。
- (4) 当社取締役会は原則として毎月1回開催し、「取締役会規則」に基づき重要な業務執行の意思決定を行う。取締役会決議事項に該当しない重要事項については、「経営会議規則」に基づき、原則として週1回開催される代表取締役及び執行役員で構成する経営会議において決議し、意思決定の迅速化を図る。
- (5) 当社に子会社の経営管理を担当する執行役員を置く。当該執行役員は、子会社の経営状況及び取締役の職務執行状況につき、定期的に当社社長及び取締役会へ報告する。また、当社取締役は、子会社の取締役に対し、自ら又は執行役員を通じて適宜必要な助言・指導を行い、これにより、当社グループ全体として効率的な職務執行を確保する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの経営管理体制を整備するため、「グループ経営管理規程」を定め、これに基づき、当社と子会社の意思決定における権限区分を明確化するとともに、子会社の経営上の重要事項の決定にあたっては、当社への事前決裁又は連絡・報告を義務づける。
- (2) 「グループ経営管理規程」において、当社グループ全体のリスク管理体制（コンプライアンス体制・内部統制体制・情報セキュリティ体制を含む）を明確化し、グループ一体となって運用できるよう子会社の取締役・従業員に周知・徹底を図る。
- (3) 「グループ経営管理規程」において、子会社を統括する部署（経営企画部）やグループ社長会・グループ担当者会議等の会議体について定め、グループ間の指示・伝達、情報共有及び意思疎通が効率的に行われる仕組みを整備する。

- (4) 当社グループの業務の適正を確保するため、当社内部監査部が「内部監査規程」に基づき、当社グループにおける内部統制システムの運用状況について内部監査を行う。内部監査の結果は、「リスクマネジメント会議」を通じて、当社取締役会へ報告する。また、当社内部監査部は、必要に応じ、内部監査の結果を監査等委員会又は取締役会へ直接報告することができるものとする。

6. 反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 「東宝憲章」及び「東宝グループ行動基準」に反社会的勢力の排除を明記し、当社グループの取締役、執行役員及び従業員に周知・徹底を図る。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・弁護士等と緊密に連携して毅然とした対応をとる。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性及び当該従業員に対する監査等委員会の指示の実効性を確保する体制

- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、当社の従業員から監査等委員会補助者を任命することができる。
- (2) 監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得た上で決定し、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び執行役員からの独立性を確保するものとし、監査等委員会補助者が業務の執行に係る役職を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先する。

8. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）、執行役員及び従業員がコンプライアンス違反、内部統制違反、情報セキュリティ違反その他これに準ずる事実を知った場合は、「リスクマネジメント基本規程」に定める報告経路にかかわらず、直接、監査等委員に報告することができる。
- (2) 上記の報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び従業員が当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁じ、その旨を「リスクマネジメント基本規程」に明記する。

9. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び執行役員の職務の執行を監査するため、取締役会の他、重要な会議体へ出席し、必要な書類の閲覧等を行うことができる。
- (2) 監査等委員は、子会社の取締役・従業員に対して、直接又は当社経営企画部を通じて、業務執行に関する報告、説明及び関係資料の提出を求めることができる。
- (3) 監査等委員は、会計監査人及び当社内部監査部との連携を密に、効率的かつ効果的に職務を遂行する。
- (4) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、当該費用が明らかに監査等委員の職務の執行に必要でないとは認められる場合を除き、当社がこれを負担するものとし、速やかに精算を行う。

II. 業務の適正を確保するための体制（内部統制の体制の基本方針）の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は、以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制について

当社は、経営理念体系のリニューアルを行い、2025年10月にグループスローガン「Moments for Life その時間が、人生の力になる。」を公表しました。経営理念体系のリニューアルに際しては、全グループ社員に向けた説明会を会場と配信のハイブリッド形式で開催し、経営トップ自らが改めて当社の創業精神、グループ共通の価値観、パーパスについて語り、経営理念への共感と社員の自律を促しました。当社は、コンプライアンスや法令遵守、企業倫理の浸透を図るため、「東宝憲章」「東宝グループ行動基準」「東宝グループ人権方針」「サステナビリティの基本方針」からなるグループポリシーをコーポレートサイトや社員用アプリ、小冊子に掲出して社員の啓蒙に努めています。また、著作権をはじめとする知的財産権、中小受託取引適正化法、フリーランス保護法、人事関連法令など、グループ説明会や社内セミナーを通じて、事業に係る法令等の周知に努めました。

当社は、人権の尊重を重要な経営課題と認識しています。取締役会及び経営会議の監督のもと、バリューチェーン全体における人権尊重に関する取り組みを実施するため、代表取締役社長を委員長とする「グループ人権委員会」を新たに設置しました。「東宝グループ人権方針」の下、実施計画に基づく人権デュー・ディリジェンス（人権DD）を行い、全グループ社員向けの動画研修を通じて「ビジネスと人権」の理解を深めました。人権DDの取り組みは、原則年2回開催されるグループ人権委員会へ報告されるとともに、統合報告書等を通じて社外へも開示しています。

(2) 取締役等の職務執行について

当社は、執行役員制度を導入して、取締役会による経営の監督と職務執行における執行役員の役割・責任を明確にしています。取締役会は、執行役員へ担当業務を委嘱し、組織の職務分掌を明確にして業務執行の効率性を高めています。取締役会では、「中期経営計画2028」を公表するにあたり、計画の指針及び重点ポイントについて協議し、次の3年間を「長期ビジョン2032」の成長ストーリーにつながる「成長投資と変革の期間」と位置付けることといたしました。また、当事業年度は、取締役会を10回開催し、長期ビジョン及び中期経営計画に基づく年度計画や資本政策、株式分割等について意思決定を行い、ガバナンス上の課題について審議しました。取締役会決議事項に該当しない重要事項については、代表取締役と執行役員で構成する経営会議を週次で開催し、迅速な意思決定を行いました。

(3) リスク管理体制について

当社は、各事業拠点にリスクマネジメント・マネージャーを配置し、経営トップを議長とするリスクマネジメント会議を組成しています。また、当社グループで想定されるリスクを識別・分析し、評価に応じたリスク選好や対応策の妥当性検証を行っています。損失をもたらすリスクが顕在化した場合は、予め整備した連絡・報告経路にてリスクマネジメント会議の事務局である総務部リスク統括室へ情報を集約し、経営層へ適時に状況を報告するとともに、必要な関係先と連携して速やかに対応し、リスクを低減させています。

当事業年度はリスクマネジメント会議を2回（5月、11月）開催し、法令対応、通報相談や会社へ寄せられたご意見への対応、ハラスメント対策、財務報告に係る内部統制の有効性評価などについて協議しました。また、情報セキュリティ施策として、「TOHO-CSIRT」を組成し、重大なサイバーインシデントに備えた体制を整備し、模擬訓練を通じた組織間の連携強化や技術的な対応に取り組みました。さらに「災害時基本規程」を制定し、大規模災害発生時の行動原則を定め、グループ全体で非常事態に備えるとともに、気候変動をはじめとするサステナビリティに関するリスクについて、リスクマネジメント会議とサステナビリティ委員会で連携を図りました。当社の内部監査部は、リスクアプローチによる監査を行い、リスクマネジメント会議等を通じて監査結果を取締役会や経営層へ報告しています。

(4) グループ経営管理体制について

当社は、「グループ経営管理規程」が定める基本方針に則ってグループ全体の企業価値向上と業務の適正性確保に努めています。当社の経営企画部は、グループ社長会や新任役員研修、新たにグループインした会社のPMI活動等を通じて、グループの経営理念や経営方針の周知に努めました。また、本社とグループ会社間の権限を「グループ経営管理規程」に明示し、業績報告や各種連絡を通じてグループ各社及びグループ全体のモニタリングを行い、経営を支援しました。グループガバナンス上重要な子会社2社と経営管理契約を締結し、権限の一部を委譲してグループ経営の機動性を高めるとともに、意思決定や資本政策など、重要事項については当社にて決定する体制を構築して適正なグループ経営を進めました。なお、2025年9月に当社子会社のスバル興業株式会社が、入札談合に関する公正取引委員会による立入検査を受けることとなり、2026年4月には独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けるに至りました。親会社である当社は、外部専門家で構成された調査チームにより判明した今回の事態に至った経緯や原因を把握するとともに、再発防止策の妥当性及び改善措置の実施状況を検証いたしました。自社で企業集団を組成するスバル興業に対し、今後とも親会社として職務執行を監督する体制を維持しつつ、再発防止策の徹底と法令遵守への取り組みに関してモニタリングを強化してまいります。

(5) 監査等委員会の監査体制について

監査等委員は、監査等委員会で決定された方針及び計画に基づいて、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び執行役員の職務執行全般について適正な監査を行いました。また、取締役会、経営会議、リスクマネジメント会議、営業会議等の重要な会議へ出席して、業務執行の報告を受けるとともに、意思決定の過程や内容について監査及び監督をしています。さらに、監査等委員会は、会計監査人、内部監査部等と連携して監査の実効性を高め、当社グループの内部統制システムについて効果的で組織的な監査体制を構築しています。

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から 2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,355	14,216	466,066	△65,031	425,608
当期変動額					
剰余金の配当			△15,684		△15,684
親会社株主に帰属する 当期純利益			51,768		51,768
自己株式の取得				△14,946	△14,946
自己株式の処分		59		59	119
自己株式の消却		△40,287		40,287	—
連結範囲の変動			119		119
利益剰余金から 資本剰余金への振替		37,046	△37,046		—
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		1			1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	△3,179	△843	25,401	21,377
当期末残高	10,355	11,036	465,223	△39,629	446,986

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	44,778	△127	7,041	1,088	52,781	16,425	494,815
当期変動額							
剰余金の配当					—		△15,684
親会社株主に帰属する 当期純利益					—		51,768
自己株式の取得					—		△14,946
自己株式の処分					—		119
自己株式の消却					—		—
連結範囲の変動					—		119
利益剰余金から 資本剰余金への振替					—		—
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					—		1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	14,526	△2	△174	1,251	15,600	1,196	16,797
当期変動額合計	14,526	△2	△174	1,251	15,600	1,196	38,175
当期末残高	59,304	△130	6,867	2,340	68,381	17,622	532,990

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 48社

主要な連結子会社の名称

TOHOシネマズ(株)、スバル興業(株)、(株)東京楽天地、TOHO Global(株)

To-Smile(株)を新たに設立したこと等により計2社を連結の範囲に含めております。

前連結会計年度まで連結の範囲に含めておりました関西共栄興行(株)は清算終了したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)東宝ビジネスサポート

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産の合計額、売上高の合計額、当期純損益及び利益剰余金のうち持分に見合う額の合計額等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

持分法を適用した非連結子会社の数 — 社、持分法を適用した関連会社の数 4社

(2) 主要な持分法適用関連会社の名称

CJ ENM FIFTH SEASON LLC

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

(株)東宝ビジネスサポート

(関連会社)

マイシアターD.D.(株)

持分法を適用していない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社はいずれも小規模であり、当期純損益及び利益剰余金のうち持分に見合う額の合計額等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価しております。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

スバル興業(株)及び(株)東京楽天地他15社の決算日は1月31日、TOHO Global(株)他5社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

映画の製作品及び仕掛品は、棚卸資産に含めております。

製作品（封切済映画）

当社…期末前6カ月内封切済作品 …… 取得原価の15%（法人税法施行令第50条に基づく認定率）を基準としております。

連結子会社（東宝東和株） …… 封切日からの経過月数による未償却残額（同上）を基準としております。

製作品（未封切映画）、仕掛品 …… 個別原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品及び貯蔵品、その他の棚卸資産 …… 主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） … 建物のうち1998年3月31日以前取得分で相当規模以上のもの及び1998年4月1日以降取得分並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外の有形固定資産は定率法によっております。

なお、建物及び構築物の耐用年数は2年から60年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く） … 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日がリース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員等に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金 …… 役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上することとしております。

④ 役員退職慰労引当金 …… 連結子会社の役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。

⑤ 役員株式給付引当金 …… 役員への当社株式の交付に備えるため、内規に基づき当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、退職給付に係る資産として計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用については、発生時に一括で費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ 簡便法の採用

連結子会社は簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その効果が発現すると見積られる期間（20年以内）で均等償却しております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度の費用として処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引対価は、以下に記載があるものを除き、履行義務を充足してから概ね1カ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

映画事業

映画事業においては、主に映画館への国内配給、映像の利用・許諾、映画館の経営、映像作品等に係る美術製作を行っております。

映画館への国内配給は、当社グループが製作した映画のほか、他社から配給業務を委託された映画の上映を、契約に基づき興行会社に許諾しており、当該許諾が履行義務であります。許諾料である映画配給収入は、興行会社による映画の上映時点で収益を認識しております。なお、洋画の配給取引において、当社グループの役割が代理人に該当する取引は、収益を総額で認識せず関連する費用を控除した純額を収益として認識しております。

映像の利用・許諾は、主として共同製作した劇場用映画に関する映像配信権の許諾等を行っております。顧客との契約に基づき、顧客に対し当該知的財産を使用する権利を許諾することが履行義務であり、許諾開始時点で収益を認識しております。なお、一部の取引は顧客の売上高または使用量に基づいて生じており、知的財産の使用に関連して顧客が売上高を計上する時または顧客が知的財産を使用する時に収益を認識しております。

映画館の経営は、映画興行として、当社グループで経営する映画館等で映画を上映するとともに、飲食物やパンフレット等の販売を行っております。映画の上映は、劇場での映画鑑賞サービスを提供することが履行義務であり、当該サービス提供時点で収益を認識しております。なお、顧客の鑑賞回数等に応じて付与されるポイント制度については、映画の無料鑑賞等が可能なポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。また、飲食物やパンフレット等の販売取引は、顧客に商品を引渡すことが履行義務であり、引渡し時点で収益を認識しております。なお、パンフレット等の販売取引において、当社グループの役割が代理人に該当する取引は、収益を総額で認識せず、関連する費用を控除した純額を収益として認識しております。

映像作品等に係る美術製作は、顧客との請負契約に基づき映画などの美術セット等を製作することが履行義務であり、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、例外として製作期間がごく短い契約については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、顧客が検収した時点で

収益を認識しております。取引対価は、履行義務を充足してから概ね2カ月以内に受領しております。

IP・アニメ事業

IP・アニメ事業においては、主に映像の利用・許諾、商品化権等の利用・許諾、商品の販売を行っております。

映像の利用・許諾は、主として共同製作したテレビアニメ作品に関する映像配信権の許諾等を行っております。顧客との契約に基づき、顧客に対し当該知的財産を使用する権利を許諾することが履行義務であり、許諾開始時点で収益を認識しております。なお、一部の取引は顧客の売上高または使用量に基づいて生じており、知的財産の使用に関連して顧客が売上高を計上する時または顧客が知的財産を使用する時に収益を認識しております。

商品化権等の利用・許諾は、共同製作したテレビアニメ作品や当社グループが保有するIPに関する商品化権の許諾等を行っております。顧客との契約に基づき、顧客に対し商品化権を許諾することが履行義務であり、許諾開始時点で収益を認識しております。なお、一部の取引は顧客の売上高または使用量に基づいて生じており、知的財産の使用に関連して顧客が売上高を計上する時または顧客が知的財産を使用する時に収益を認識しております。

商品の販売では、キャラクターグッズ及び映像パッケージソフト等に関する企画・制作、販売等を行っております。顧客との契約に基づき商品を引渡すことが履行義務であり、引渡し時点で収益を認識しております。当社グループの役割が代理人に該当する取引は、収益を総額で認識せず、関連する費用を控除した純額を収益として認識しております。なお、一部の取引については、過去の返品実績に基づき将来返品されると見込まれる対価の額を営業収入から控除し、商品について受け取ったまたは受け取る対価の額で返金負債を認識しております。

演劇事業

演劇事業においては、主に演劇の製作・興行を行っております。

演劇の製作・興行は、主として劇場における演劇の公演を企画・製作し、演劇を上演しています。当該取引においては、演劇鑑賞サービスを提供することが履行義務であり、演劇を上演した時点で収益を認識しています。

不動産事業

不動産事業においては、主に不動産の賃貸、不動産の保守・管理、道路の維持管理・清掃等を行っております。

不動産の賃貸は、オフィスビルや商業施設等の賃貸を行っており、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等に基づき収益を認識しております。

不動産の保守・管理は、オフィスビルや商業施設等の設備保守・警備・清掃業務等を行っております。顧客との契約に基づき主として設備保守・警備・清掃等のサービスを提供することが履行義務であり、一定期間にわたり充足される履行義務と判断し、契約期間にわたり収益を認識しております。

道路の維持管理・清掃等は、主として道路の維持・補修、土木工事、清掃等を行っております。顧客との契約に基づき当該業務を行うことが履行義務であり、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき顧客からの指示に応じて収益を認識しております。取引対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「補助金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1 映画興行事業に係る固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループは、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、有形固定資産247,927百万円(うち、映画興行事業に係る資産は20,160百万円)を計上しております。

また、当連結会計年度の連結損益計算書において、固定資産の減損損失523百万円(うち、映画興行事業に係る減損損失は521百万円)を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループの映画興行事業では、各劇場を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより減損損失の認識の要否を判定しております。認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の認識の要否を判断する際に用いる割引前将来キャッシュ・フローは、興行収入が安定的に推移するとの仮定のもと、劇場ごとの実績に基づいて見積っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローについては、将来の不確実な経済状況や市場価額の変動等の影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローが見積りより悪化した場合には、減損損失を計上する可能性があります。

2 CJ ENM FIFTH SEASON LLCに関する関係会社株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社の連結子会社（孫会社）であるToho International, Inc. はCJ ENM FIFTH SEASON LLC（以下「FIFTH SEASON」という。）の持分を25%保有しており、FIFTH SEASONは持分法適用関連会社となっております。

当連結会計年度末において当該投資に係る持分法適用に伴う投資有価証券を29,532百万円（無形固定資産相当額4,664百万円、のれん相当額9,097百万円を含む）計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

持分法適用会社であるFIFTH SEASONへの投資の期末評価については、米国会計基準に基づき、一時的ではない投資の価値の下落がある場合には、当該投資の公正価値と帳簿価額を比較し、帳簿価額を公正価値まで減額し、当該減少額を持分法による投資損失として認識いたします。なお、当連結会計年度末においては損失を認識しておりません。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当該投資の公正価値は、映像作品コンテンツから生じる将来キャッシュ・フローの割引現在価値の見積り及び類似企業比較法による評価額を勘案して算定しております。これらの算定における、将来の事業計画の売上高予測、類似企業の選定、マルチプル倍率等には経営者の判断に基づく見積りを用いております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

公正価値は経営者による最善の見積りに基づき算定しておりますが、将来の不確実な経済状況や市場価額の変動等により、経営者による見積りと比較して状況が悪化した場合には、当該投資について損失を認識し、翌連結会計年度の連結計算書類において持分法による投資損失を計上する可能性があります。

3 のれん及びその他の無形固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループは、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、のれん16,832百万円及び契約関連資産等のその他の無形固定資産3,963百万円を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

のれん及びその他の無形固定資産に減損の兆候があると認められる場合には、主に事業計画を基礎として見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の要否を判定しております。認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたします。なお、当連結会計年度末においては減損損失は認識しておりません。

また、在外子会社が行った企業結合により生じたのれん及びその他の無形固定資産については、米国会計基準に基づき減損判定を実施しております。

② 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の不確実な経済状況や市場環境の変化等により、事業計画における売上高予測等の前提に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 担保に供している資産	定期預金	61百万円
	土地	250百万円
上記のうち土地に対応する債務	長期預り保証金	30百万円
2 有形固定資産の減価償却累計額		236,519百万円
3 棚卸資産の内訳	商品及び製作品	4,868百万円
	仕掛品	15,754百万円
	原材料及び貯蔵品	552百万円
4 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額	建物及び構築物	192百万円
	機械装置及び運搬具	9百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1 減損損失

減損損失として523百万円（うち、映画興行事業に係る減損損失は521百万円）を計上しております。

2 独占禁止法関連損失

当社の連結子会社であるスバル興業(株)が公正取引委員会による立入検査を受けたことに伴い、独占禁止法関連損失を特別損失に計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 176,000,000株

(注)当社は、2026年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は、当該株式分割前の株式数で記載しております。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月29日 定時株主総会	普通株式	8,477	50.00	2025年2月28日	2025年5月30日
2025年9月16日 取締役会	普通株式	7,206	42.50	2025年8月31日	2025年11月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年5月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 11,331百万円
- ② 1株当たり配当額 67.50円
- ③ 基準日 2026年2月28日
- ④ 効力発生日 2026年5月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注)当社は、2026年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金調達について短期の投資資金は、自己資金で賄うことを原則としております。また、一時的な余資は現先短期貸付金等の安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引については、リスクの高い投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、リース投資資産は顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信債権管理規程に従い、取引先の状況等を定期的に把握し、財務状況の悪化等によるリスクの低減を図っております。現先短期貸付金は一定以上の格付けのある相手先に対する安全性の高い短期的な貸付金であり、信用リスクは軽微であります。また、有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式や安全性の高い債券等であり、市場リスクに晒されております。これらについては、四半期ごとに時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。外貨建預金及び外貨建債権債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替変動の状況を継続的にモニタリングしております。差入保証金は、主に賃貸借契約に基づき預託しているものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は短期間で決済されるものであります。預り保証金は主に賃貸借契約に基づく保証金であり、流動性リスクに晒されております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) リース投資資産	13,934	13,493	△441
(2) 有価証券及び投資有価証券	189,481	189,481	—
(3) 差入保証金	12,896	11,784	△1,111
資産計	216,312	214,759	△1,553
(1) 長期預り保証金	24,333	22,241	△2,091
負債計	24,333	22,241	△2,091

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「現先短期貸付金」並びに「買掛金」等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は「(2) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額
投資有価証券	
① 子会社及び関連会社株式	33,140
② 非上場株式等	3,021

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	116,120	—	—	116,120
債券	—	19,446	—	19,446
その他	—	53,913	—	53,913
資産計	116,120	73,360	—	189,481

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	—	13,493	—	13,493
差入保証金	—	11,784	—	11,784
資産計	—	25,277	—	25,277
長期預り保証金	—	22,241	—	22,241
負債計	—	22,241	—	22,241

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

リース投資資産

リース投資資産の時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、一定の期間ごとに区分して、国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

長期預り保証金

預り保証金の時価については、一定の期間ごとに区分して、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビルや賃貸商業施設を有しております。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価
賃貸等不動産	192,660	669,845

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、適切に市場価額を反映していると考えられる指標等に基づく価額によっております。

(収益認識に関する注記)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	映画事業	IP・アニメ 事業	演劇事業	不動産事業	その他	合計
主要なサービス						
映画館への国内配給	55,057	—	—	—	—	55,057
映像の利用・許諾	7,788	34,112	—	—	—	41,901
映画館の経営	97,585	—	—	—	—	97,585
映像作品等に係る美術製作	10,617	—	—	—	—	10,617
商品化権等の利用・許諾	—	15,905	—	—	—	15,905
商品の販売	—	18,054	—	—	—	18,054
演劇の製作・興行	—	—	22,310	—	—	22,310
道路の維持管理・清掃等	—	—	—	27,242	—	27,242
不動産の保守・管理	—	—	—	11,788	—	11,788
その他	11,568	7,192	—	1,367	1,291	21,420
顧客との契約から生じる収益	182,617	75,265	22,310	40,398	1,291	321,882
その他の収益(注)	—	—	—	38,780	—	38,780
外部顧客への売上	182,617	75,265	22,310	79,179	1,291	360,663

(注) その他の収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等が含まれております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4 会計方針に関する事項 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	50,789	54,245
契約資産	5,191	4,903
契約負債	11,505	10,500

契約資産は主に、道路の維持管理・清掃等の工事請負契約に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、顧客との契約に基づき受け取った前受金に関するもの及び映画館の経営において付与したポイント制度のうち期末時点において履行義務を充足していない残高に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。上記表の契約負債の残高は、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は10,061百万円であります。

当期中の契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。

また、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約、及び当社グループで行う各種権利許諾のうち、売上高又は使用量に基づくロイヤリティについて注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において3,180百万円であります。主として、映画事業の映画館の経営におけるポイント制度等に関する2,606百万円は概ね2年以内に、不動産事業の550百万円は主に道路の維持管理・清掃等に関する履行義務であり概ね1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 614円01銭

1株当たり当期純利益 61円20銭

(注) 当社は、2026年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2026年1月14日開催の取締役会決議に基づき、2026年3月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆さまにとって、より当社株式に投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、株式分割を実施いたしました。

2 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2026年2月28日（土）を基準日として、同日（実質的には2月27日（金）となります。）の最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、5株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	176,000,000株
② 今回の分割により増加する株式数	704,000,000株
③ 株式分割後の発行済株式総数	880,000,000株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	2,000,000,000株

3 日程

基準日公告日	2026年2月12日
基準日	2026年2月28日
効力発生日	2026年3月1日

4 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年3月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

（下線は変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
[発行可能株式総数] 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>4</u> 億株とする。	[発行可能株式総数] 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>20</u> 億株とする。

(3) 変更の日程

2026年3月1日

5 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、（1株当たり情報に関する注記）に記載しております。

6 その他

(1) 資本金の額の変更について

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式分割は2026年3月1日を効力発生日としておりますので、2026年2月28日を基準日とする2026年2月期の期末配当金については、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

（注：本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から 2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						土地圧縮 積立金	建物圧縮 積立金	別途積立金
当期首残高	10,355	10,603	126	10,729	2,588	615	46	120,465
当期変動額								
剰余金の配当				—				
税率変更による 土地圧縮積立金の調整額				—		△7		
税率変更による 建物圧縮積立金の調整額				—			△0	
建物圧縮積立金の取崩				—			△1	
当期純利益				—				
自己株式の取得				—				
自己株式の処分			64	64				
自己株式の消却			△37,237	△37,237				
利益剰余金から 資本剰余金への振替			37,046	37,046				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—				
当期変動額合計	—	—	△126	△126	—	△7	△2	—
当期末残高	10,355	10,603	—	10,603	2,588	607	44	120,465

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	223,249	346,965	△60,107	307,943	42,909	350,852
当期変動額						
剰余金の配当	△15,684	△15,684		△15,684		△15,684
税率変更による 土地圧縮積立金の調整額	7	—		—		—
税率変更による 建物圧縮積立金の調整額	0	—		—		—
建物圧縮積立金の取崩	1	—		—		—
当期純利益	39,539	39,539		39,539		39,539
自己株式の取得		—	△14,946	△14,946		△14,946
自己株式の処分		—	55	119		119
自己株式の消却		—	37,237	—		—
利益剰余金から 資本剰余金への振替	△37,046	△37,046		—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—		—	13,684	13,684
当期変動額合計	△13,181	△13,191	22,346	9,028	13,684	22,713
当期末残高	210,067	333,773	△37,760	316,971	56,593	373,565

個別注記表

(重要な会計方針に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

映画の製作品及び仕掛品は、棚卸資産に含めております。

- 製作品のうち未封切作品 …………… 個別原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 製作品のうち期末前6カ月内封切済作品 …………… 取得原価の15% (法人税法施行令第50条に基づく認定率) を基準としております。
- 仕掛品 …………… 個別原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 商品及び貯蔵品 …………… 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 …………… 1998年3月31日以前取得分で相当規模以上の建物、1998年4月1日以降取得した建物及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物は定額法、それ以外の有形固定資産は定率法によっております。
- なお、建物及び構築物の耐用年数は2年から60年であります。
- (2) 無形固定資産 …………… 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 …………… 従業員等に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 …………… 役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上することとしております。
- (4) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- 過去勤務費用は、その発生時に一括で費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- (5) 役員株式給付引当金 …………… 役員への当社株式の交付に備えるため、内規に基づき当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引対価は、履行義務を充足してから概ね1カ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

映画事業

映画事業においては、主に映画館への国内配給、映像の利用・許諾を行っております。

映画館への国内配給は、当社が製作した映画のほか、他社から配給業務を委託された映画の上映を、契約に基づき興行会社に許諾しており、当該許諾が履行義務であります。許諾料である映画配給収入は、興行会社による映画の上映時点で収益を認識しております。

映像の利用・許諾は、主として共同製作した劇場用映画に関する映像配信権の許諾等を行っております。顧客との契約に基づき、顧客に対し当該知的財産を使用する権利を許諾することが履行義務であり、許諾開始時点で収益を認識しております。なお、一部の取引は顧客の売上高または使用量に基づいて生じており、知的財産の使用に関連して顧客が売上高を計上する時または顧客が知的財産を使用する時に収益を認識しております。

IP・アニメ事業

IP・アニメ事業においては、主に映像の利用・許諾、商品化権等の利用・許諾、商品の販売を行っております。

映像の利用・許諾は、主として共同製作したテレビアニメ作品に関する映像配信権の許諾等を行っております。顧客との契約に基づき、顧客に対し当該知的財産を使用する権利を許諾することが履行義務であり、許諾開始時点で収益を認識しております。なお、一部の取引は顧客の売上高または使用量に基づいて生じており、知的財産の使用に関連して顧客が売上高を計上する時または顧客が知的財産を使用する時に収益を認識しております。

商品化権等の利用・許諾は、共同製作したテレビアニメ作品や当社が保有するIPに関する商品化権の許諾等を行っております。顧客との契約に基づき、顧客に対し商品化権を許諾することが履行義務であり、許諾開始時点で収益を認識しております。なお、一部の取引は顧客の売上高または使用量に基づいて生じており、知的財産の使用に関連して顧客が売上高を計上する時または顧客が知的財産を使用する時に収益を認識しております。

商品の販売では、キャラクターグッズ及び映像パッケージソフト等に関する企画・制作、販売等を行っております。顧客との契約に基づき商品を引渡すことが履行義務であり、引渡し時点で収益を認識しております。当社の役割が代理人に該当する取引は、収益を総額で認識せず、関連する費用を控除した純額を収益として認識しております。なお、一部の取引については、過去の返品実績に基づき将来返品されると見込まれる対価の額を営業収入から控除し、商品について受け取ったまたは受け取る対価の額で返金負債を認識しております。

演劇事業

演劇事業においては、主に演劇の製作・興行を行っております。

演劇の製作・興行は、主として劇場における演劇の公演を企画・製作し、演劇を上演しています。当該取引においては、演劇鑑賞サービスを提供することが履行義務であり、演劇を上演した時点で収益を認識しています。

不動産事業

不動産事業においては、主に不動産の賃貸を行っております。

不動産の賃貸は、オフィスビルや商業施設等の賃貸を行っており、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等に基づき収益を認識しております。

6 のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その効果が発現すると見積もられる期間（20年以内）で均等償却しております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に関する注記 5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(貸借対照表に関する注記)

1 担保に供している資産	土地	250百万円
上記のうち土地に対応する債務	長期預り保証金	30百万円
2 有形固定資産の減価償却累計額		137,653百万円
3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)		
	短期金銭債権	6,676百万円
	短期金銭債務	4,448百万円
	長期金銭債務	236百万円
4 棚卸資産の内訳	商品及び製作品	3,026百万円
	仕掛品	14,876百万円
	貯蔵品	35百万円
5 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額	建物及び構築物	38百万円
6 取締役に対する金銭債務		23百万円

(損益計算書に関する注記)

1 関係会社との取引高		
	営業取引による収入	42,579百万円
	営業取引による支出	26,391百万円
	営業取引以外の取引による取引高	7,765百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1 自己株式の種類及び株式数

(単位:株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	16,933,801	1,701,968	10,506,236	8,129,533
合計	16,933,801	1,701,968	10,506,236	8,129,533

(注) 当社は、2026年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は、当該株式分割前の株式数で記載しております。

(変動事由の概要)

普通株式の増加数は、取締役会決議に基づく取得1,700,000株、単元未満株式の買取による取得1,968株であります。

普通株式の減少数は、取締役会決議に基づく消却10,490,633株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分15,603株によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	賞与引当金	402百万円
	棚卸資産評価損	314百万円
	未払事業税・未払事業所税	439百万円
	貸倒引当金	52百万円
	退職給付引当金	210百万円
	未払役員退職慰労金	7百万円
	投資有価証券評価損	730百万円
	子会社株式評価損	485百万円
	減損損失	859百万円
	固定資産償却超過額	1,497百万円
	固定資産解体費用	547百万円
	現物分配による子会社株式の計上	947百万円
	資産除去債務	957百万円
	その他	1,536百万円
	繰延税金資産小計	8,988百万円
	評価性引当額	△3,263百万円
	繰延税金資産合計	5,725百万円
(繰延税金負債)	その他有価証券評価差額金	25,508百万円
	土地圧縮積立金	279百万円
	建物圧縮積立金	20百万円
	資産除去債務に対応する除去費用	200百万円
	土地評価差額	5,541百万円
	その他	8百万円
	繰延税金負債合計	31,558百万円
	繰延税金負債の純額	25,833百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.16%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.27%
住民税均等割	0.01%
評価性引当額の増減	0.03%
のれん償却額	0.10%
その他	0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.75%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)が796百万円増加し、法人税等調整額(貸方)が71百万円減少し、その他有価証券評価差額金(貸方)が724百万円減少しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	TOHOシネマズ(株)	直接100.00%	当社映画作品の配給 資金の貸借	金銭の借入 利息の支払	9,298 268	短期借入金	60,414
子会社	東宝ビル管理(株)	直接100.00%	当社不動産の保守管理等 の委託 資金の貸借	金銭の借入 利息の支払	△51 51	短期借入金 1年内返済予定の 長期借入金 長期借入金	2,492 1,400 5,500
子会社	東宝東和(株)	直接100.00%	資金の貸借	金銭の借入 利息の支払	2,690 20	短期借入金	5,942
子会社	TOHO Global(株)	直接100.00%	海外窓口業務の委託 資金の貸借	金銭の貸付 利息の受取	98 385	短期貸付金 1年内回収予定の 長期貸付金 長期貸付金	206 108 25,540
子会社	(株)東京楽天地	直接100.00%	当社映画作品の配給 資金の貸借	金銭の貸付 利息の受取	△960 85	1年内回収予定の 長期貸付金 長期貸付金	960 4,280

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 金銭の借入は、グループ全体の資金効率化を図るために借入を実施したものであり、利率は市中金利を勘案し決定しております。
- (2) 金銭の貸付は、グループ全体の資金効率化を図るために貸付を実施したものであり、利率は市中金利を勘案し決定しております。
- (3) 金銭の借入貸付のうち、取引金額については前期末残高に対する増減額を記載しております。

2 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	島谷 能成	(被所有) 直接0.01%	代表取締役会長	金銭報酬債権の 現物出資	20	—	—
役員	松岡 宏泰	(被所有) 直接0.01%	代表取締役社長	金銭報酬債権の 現物出資	25	—	—
役員	太古 伸幸	(被所有) 直接0.01%	取締役	金銭報酬債権の 現物出資	11	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	445円06銭
1株当たり当期純利益	46円74銭

(注) 当社は、2026年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2026年1月14日開催の取締役会決議に基づき、2026年3月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。詳細は連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載のとおりです。

(共通支配下の取引等)

当社は、2026年1月14日開催の取締役会において、当社を分割会社とし、当社の完全子会社であるTOHO Global株式会社（以下「TOHO Global」という。）を承継会社とする会社分割（簡易吸収分割）（以下「本吸収分割」という。）により、当社が利用権限を有する映像作品の上映及び頒布並びに当社が利用権限を有するコンテンツの利用等を国内外の事業者へ国外市場向けにライセンスする事業をTOHO Globalに承継させることを決議し、2026年3月1日付で当社の対象事業をTOHO Globalに承継いたしました。なお、本吸収分割は、当社においては会社法第784条第2項の要件を満たす簡易分割であるため、株主総会の承認を得ずに行っております。

1 本吸収分割の概要

(1) 分割する事業の概要（2026年2月期）

- ・ 事業の内容 当社が利用権限を有する映像作品の上映及び頒布並びに当社が利用権限を有するコンテンツの利用等を国内外の事業者へ国外市場向けにライセンスする事業
- ・ 流動資産 12,659百万円
- ・ 固定資産 4百万円
- ・ 流動負債 3,145百万円

(2) 本吸収分割の効力発生日

2026年3月1日

(3) 本吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の完全子会社であるTOHO Globalを承継会社とする吸収分割であります。

(4) 本吸収分割の目的

当社グループは、新スローガン「Moments for Life その時間が、人生の力になる。」のもと、「企画&IP」「アニメーション」「デジタル」「海外」を成長戦略のキーワードに事業を推進しております。

TOHO Globalは、2023年7月20日に設立され、同年10月1日付の会社分割により、当時当社の国際部が営んでいた事業を承継しました。本吸収分割は、TOHO Globalの設立後も当社グループが取り扱うIPの海外でのプレゼンスが拡大局面にある中で、TOHO Globalが本事業の主体となり、本事業に関する意思決定を迅速化し、本事業に必要な体制整備を行うことで、各国の商習慣及び法制度に合致した機動的な業務執行を実現することを目的としています。

2 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制適用会社であります。

(注：本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)